

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について)

【地理的条件等】

宍粟市の概要と特色

位置

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は姫路市・朝来市・神河町、南部はたつの市、西部は佐用町や岡山県と接している。京阪神と中国地方を結ぶ中国縦貫自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道 29 号が市内で交差する播磨地方内陸部の交通の要衝となっており、市内中心部から県庁所在地の神戸市までが約 100 km、近畿地方の中心地である大阪市までが約 140 km の位置にある。

地勢・気候

平成 17 年 4 月 1 日に旧宍粟郡山崎町、同一宮町、同波賀町及び同千種町が合併し宍粟市が誕生した。

宍粟市の面積は、兵庫県土の約 7.8% を占める 658.6 k² となっており、東西方向約 32 km、南北方向が約 42 km の広がりをもっている。約 9 割を山地が占めており、平地が少ない状況にある。

気候は、北部地域では日本海型気候の影響を受けており寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部地域は瀬戸内海型気候の影響を受けており温暖な気候となっている。

人口

平成 22 年国勢調査の宍粟市の人口は、40,938 人、世帯数は 13,174 世帯である。産業別就業人口では第 1 次産業 992 人 (4.9%)、第 2 次産業 7,741 人 (38.4%)、第 3 次産業 11,406 人 (56.7%) である。就業人口の構成比も第 2 次産業が兵庫県の 24.7% に比べて 38.4% と高く、豊富な労働力を持つ本市は、製造業の立地に適した環境にある。

平成 22 年農林業センサスの本市の農家数は専業農家 299 戸、兼業農家 1,592 戸である。

平成 24 年経済センサス活動調査の本市内に事業所のある従業者総数は 16,113 人で、内訳は第 1 次産業 235 人 (1.5%)、第 2 次産業 6,976 人 (43.3%)、第 3 次産業 8,902 人 (55.2%) となっている。

自然環境

市内には、兵庫県下最高峰の氷ノ山、第 2 峰三室山、第 3 峰の後山という 1000m を超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園に属する緑豊かな自然環境を有する。

また、兵庫県下を代表する清流である一級河川揖保川・日本名水百選千種川をはじめ、福知溪谷・音水溪谷等の景勝地、日本滝百選の原不動滝、かおり百選の千年藤、花菖蒲園など、豊かで美しい自然資源や風景が四季折々の風情を織りなしている。

【既存の産業集積等の状況】

広大な森林面積を有する本市は、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の生産が地場産業として栄え、特に、宍粟材の県内素材生産量の占める割合は約 1/3 と、県内有数の木材産地となっている。また、道路交通網が整備された現在、大型量販店を中心としたロードショップが立ち並ぶ商業施設と、恵まれた気候風土や豊かな自然を活用した観光農林業を振興する地域を有することにより、商工業と農林業、観光産業が融和した特色ある地域へと発展する可能性を秘めている。

本市の工業は、地場産業である素麺製造業から小麦澱粉・酵素・バイオインダストリーまで幅広い分野の食品加工業、森林資源を活かした木材・木工製品・家具製造業、伝統的技術を継承発展させたランドセル・グラブ等の皮革製品製造業と電気機械・電子部品・金属類の製造業が中心となっている。平成25年工業統計調査の産業中分類業種別でみると、製造品出荷額等では①食料品、②木材・木製品、③電気機械器具、④金属製品、⑤なめし革・同製品・毛皮、⑥プラスチック製品の順に多くなっている。

図表：製造品出荷額等、付加価値額、事業所数及び従業者数

	製造品出荷額等		付加価値額		事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	百万円 (A)	構成比	百万円 (B)	付加 価値率 (B÷A)	所 (C)	構成比	人 (D)	構成比	事業所1 か 所当たり (百万円)	従業員1 人 当たり (百万円)
食料品	16,917	28.0%	8,847	52.3%	252	71.8%	2,231	50.5%	67.1	7.6
繊維工業	652	1.1%	431	66.1%	15	4.3%	141	3.2%	43.5	4.6
木材・木製品	10,761	17.8%	3,508	32.6%	18	5.1%	357	8.1%	597.8	30.1
家具・装備品	1,335	2.2%	522	39.1%	7	2.0%	130	2.9%	190.7	10.3
プラスチック製品	2,715	4.5%	1,199	44.2%	6	1.7%	186	4.2%	452.5	14.6
なめし革・同製品・毛皮	3,126	5.2%	1,708	54.6%	5	1.4%	101	2.3%	625.2	31.0
窯業・土石製品	2,089	3.5%	856	41.0%	5	1.4%	70	1.6%	417.8	29.8
金属製品	4,207	7.0%	1,433	34.1%	8	2.3%	217	4.9%	525.9	19.4
はん用機械器具	1,201	2.0%	593	49.4%	4	1.1%	64	1.4%	300.3	18.8
生産用機械器具	587	1.0%	216	36.8%	4	1.1%	56	1.3%	146.8	10.5
業務用機械器具	1,331	2.2%	462	34.7%	3	0.9%	76	1.7%	443.7	17.5
電子部品・デバイス・電子回	1,872	3.1%	776	41.5%	3	0.9%	87	2.0%	624.0	21.5
電気機械器具	8,379	13.9%	2,207	26.3%	12	3.4%	502	11.4%	698.3	16.7
輸送用機械器具	1,726	2.9%	910	52.7%	5	1.4%	123	2.8%	345.2	14.0
その他	3,511	5.8%	514	14.6%	4	1.1%	80	1.8%	877.8	43.9
宍粟市合計	60,409	100.0%	24,182	40.0%	351	100.0%	4,421	100.0%	172.1	13.7

(資料)兵庫県「平成25年度工業統計」、経済産業省「平成25年工業統計調査」(注)製造品出荷額等が秘匿されている業種については、記載していない。

このほか、観光産業の振興策として、宍粟市商工会及び兵庫県立大学と連携し、観光資源の発掘や利活用を検討するなど、市内産業への経済波及効果をねらう施策を展開している。

【インフラの整備状況】

本市をとりまく道路網は、南部に京阪神と中国地方を結ぶ中国縦貫自動車道、これと交差して山陽と山陰を結ぶ国道 29 号、北部地域を東西に結ぶ国道 429 号が広域幹線道路となっている。また、これらと連結する主要地方道宍粟新宮線・宍粟下徳久線・養父宍粟線・若桜下三河線をはじめ、田井中広瀬線・千種新宮線等の県道で構成されている。

中国縦貫自動車道には、国道29号と交差する位置に山崎ICが設けられ、本市の広域交通の玄関口となり、IC周辺に市街地がひろがり、市役所等の公共施設や大型店等の生活利便施設が集まっている。国道29号は本市を南北に貫く幹線道路であり、一方、本市南側では平成23年3月に姫路北バイパスの一部が完成し、交通渋滞が緩和された。中国横断自動車道姫路鳥取線の鳥取自動車道は佐用JCT～鳥取ICが平成22年3月に開通し、一方、播磨自動車道は播磨JCT～播磨新宮IC間が平成15年3月に開通し、播磨新宮IC～山崎JCTまでが平成33年3月に開通する予定である。また、播磨科学公園都市と結ぶ主要地方道相生宍粟線が整備中である。

宍粟市には鉄軌道がなく、バスや自動車による交通に依存している。公共交通としては、中国縦貫自動車道を通るハイウェイバスのほか、平成27年11月に市内公共交通の再編を行い、バス路線を9路線から29路線に拡大し、交通空白地であった地域をカバーする公共交通網を整備した。

(目指す産業集積の概要について)

商工業の振興は、地域経済の活性化は勿論のこと、若者の定住促進や女性・高齢者などの雇用の場の確保、豊かな社会生活の維持・向上などを図るうえにおいても重要なものとなっている。このため、本市は異業種間交流による新たな事業の創出、積極的な企業誘致、起業家の育成支援、融資制度等による経営基盤強化・商品開発の促進、U I J ターン者の受け入れ体制整備などに取り組んでいる。

宍粟市は、旧宍粟郡 5 町から引き継ぐ「しそう森林王国」の理念を基に、森林をはじめとする豊かな自然資源を守り、その自然の中で人々が楽しくふれあい、心身ともにやすらげる緑のふるさとづくりをめざしている。平成 18 年 3 月「林業再生プロジェクト基本構想」、平成 19 年 3 月「宍粟市森のゼロエミッション構想」、平成 26 年 3 月「しそうの森連携協定」、平成 27 年 3 月に「森林セラピー基地」の認定を受けるなど、林業の発展及び森林資源の活用による商工業・観光業の振興と資源循環型社会の構築を進めている。

このため、広域道路網等のインフラの整備充実を踏まえ、本市の産業集積の目標像としては、「地域資源活用型関連産業」、「省エネルギー、環境貢献型関連産業」及び「地域技術活用ものづくり産業」とし、地域経済の活性化・雇用の創出を図りながら、緑のふるさとづくりを進める。

「地域資源活用型関連産業」は、地域の農林産物の利活用と新たな展開、伝統技術の継承と発展・充実を目指す産業である。本市の特徴ある気候を生かした素麺・清酒製造業をもとに集積した食料品製造業は、現在、小麦澱粉生産量日本一、酵素・バイオインダストリーの

パイオニア的存在の企業、製麺、レトルト食品、漬物など様々な企業が立地しており、今後
もこれらの集積を進め、育成発展を図る。

一方、林業は市内に素材業が 20 数社あり、年間 8 万 m³を生産、また、原木市場がある。
兵庫県産木材の需要の拡大、「品質・価格・供給力」を備え、外材製品や他県産材製品に対
して競争力を発揮できる県産木材供給システムの整備を目指して、22 年に「協同組合兵庫木
材センター」が操業した。これは、「新たな県産木材の加工・流通システム」を実現するも
のであり、これを契機に、木材・木製品から家具・装備品まで幅広く発展を目指すものであ
る。

この他に著名ブランドのランドセルやスポーツ用品製造の企業が立地しており、ブランド
力を活かした展開が期待される。

「省エネルギー、環境貢献型関連産業」は低炭素社会・資源循環型社会の実現に寄与する
産業である。林業再生、県産木材の原木の集積から、製材・加工までを一体的に行う大規模
拠点施設「協同組合兵庫木材センター」操業とあいまって、「宍粟市バイオマスタウン」構
想の具体化を進めている。木質系バイオマスを中心に、林地残材、食品廃棄物、残渣等のバ
イオマスのマテリアル利用及びエネルギー利用等を推進するものである。さらにバイオマス
から地域住民生活や事業所などにおける省エネルギー、環境に貢献する企業の立地・育成を
図っていくものである。

「地域技術活用ものづくり産業」は、中国縦貫自動車道等の広域交通条件から既に立地し
ている電気製品、電子部品、輸送用機械器具、プラスチック製品、金属製品等の産業の高度
化を図るものである。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積 業種全体の付加価値額	255 億円	268 億円	5.2%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項（取組を行う者）	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
産業用共用施設の整備等に関する事項					
① 工場用地等の確保 （宍粟市・兵庫県）	→				
② 工業用地等の情報提供 （宍粟市・兵庫県）	→				
③ 企業ニーズに応じたインフラ・ 環境整備（宍粟市・兵庫県）	→				
人材の育成・確保に関する事項					
① 経営安定化と人材育成に関する 事業（宍粟市商工会）	→				
② 職業能力開発促進事業 （宍粟市）	→				
③ 企業合同就職説明会の実施 （宍粟市・宍粟市商工会・兵庫県）	→				
技術支援等に関する事項					
① 新製品開発等の支援 （宍粟市・宍粟市商工会・金融機関・ 兵庫県）	→				
② 販路開拓の支援 （宍粟市・宍粟市商工会・金融機関）	→				
その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項					
① 企業誘致活動の強化 （宍粟市）	→				
② 企業立地後の支援 （宍粟市・兵庫県）	→				
③ 優遇措置の実施と拡充 （宍粟市・兵庫県）	→				

2 集積区域として設定する区域

(区域)

宍粟市全域

- ・設定する区域は、平成 27 年 4 月 1 日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。ただし、集積区域は、以下の地域を除くものとする。
- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園地域
- ・自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区
- ・環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に規定する指定地（自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び郷土記念物）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

(集積区域の可住地面積)

7,205ヘクタール

(市全域が集積区域に指定されている理由)

平成 17 年 4 月 1 日に旧宍粟郡山崎町、同一宮町、同波賀町及び同千種町が合併し宍粟市が誕生した。合併以前から「広域事務組合」などを形成し、連携を図ってきており、また、主要国県道などの整備が進んできていることから、効率的かつ効果的に一体性を持った企業立地の推進や産業振興を図ることが十分可能であることから、市域全域を集積区域として指定する。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

集積区域内において特に重点的に企業立地を図るべき地域は「設定なし」である。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

工場立地法の特例措置を実施しようとする区域は「設定なし」である。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名) 地域資源活用型関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

- | | |
|---------------------|---------------|
| 09 食料品製造業 | 11 繊維工業 |
| 12 木材・木製品製造業（家具を除く） | 13 家具・装備品製造業 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 15 印刷・同関連業 |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | 21 窯業・土石製品製造業 |
| 51 繊維・衣服等卸売業 | 39 情報サービス業 |
| 61 無店舗小売業 | |

(業種名又は産業名) 省エネルギー、環境貢献型関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

- | | |
|--|---------------------|
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業（101 清涼飲料製造業、102 酒類製造業、103 茶・コーヒー製造業及び106 飼料・有機質肥料製造業を含む、105 たばこ製造業を除く） | |
| 12 木材・木製品製造業（家具を除く） | 13 家具・装備品製造業 |
| 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を含む） | 30 情報通信機械器具製造業 |
| 31 輸送用機械器具製造業（312 鉄道車両・同部分品製造業を含む、313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く） | 32 その他の製造業 |
| 52 飲食料品卸売業 | 53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 |
| 71 学術・開発研究機関 | 81 学校教育 |
| 82 その他の教育・学習支援業 | |

(業種名又は産業名) 地域技術活用ものづくり産業

(日本標準産業分類上の業種名)

- | | |
|---|--|
| 18 プラスチック製品製造業 | 24 金属製品製造業 |
| 25 はん用機械器具製造業 | 26 生産用機械器具製造業 |
| 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業及び2743 医療用品製造業（動物用医療機械器具）を含む） | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を含む） | 31 輸送用機械器具製造業（312 鉄道車両・同部分品製造業を含む、313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く） |
| 32 その他の製造業 | |
| 4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く） | |
| 4441 集配利用運送業 | 4821 利用運送業（集配利用運送業を除く） |
| 54 機械器具卸売業 | |

(2) (1) の業種を指定した理由

(地域資源活用型関連産業)

本市には、食料品製造業、木材・木製品、家具・装備品の製造業、なめし革・同製品・毛皮、窯業土石製品製造業等の産業が立地している。

地域の特色ある農林産物を利活用した産業や伝統技術を活かし発展した産業を「地域資源活用型関連産業」とし、これらの産業の振興と発展、企業集積を進める。

① 地域の農産物を利活用した産業の育成と新たな企業誘致

地場産業である素麺製造をはじめとし、日本酒、製麺、麩、豆腐、漬け物から小麦蛋白・小麦澱粉、酵素・バイオインダストリーまで幅広く食料品加工の企業が立地している。

本市のクリーンな自然環境や京阪神の大消費地に近い特性を活かし、既存産業の振興・高度化とともに新たな企業誘致を図る。

② 地域の森林資源を利活用した産業の振興と新たな企業誘致

地域林産物「宍粟材」の利活用のなかから木材木製品・建材生産、家具・装備品等多くの企業が立地している。一方、一宮町に協同組合兵庫木材センターが平成 22 年 11 月から操業し、原木集積から製材加工の製材・加工・品質管理までが一体となったライン構成（原木取扱量 12.6 万 m³）で、柱・間柱・筋違生産を行い、ハウスメーカー等に供給する。森林の保護・育成とともに県内素材生産量の 1/3 を占める宍粟材の利活用を図る企業の支援と新たな企業誘致を図る。

③ 地域の伝統技術から発展した産業の発展

著名な野球選手の使用するグラブの製造や有名ブランドのスポーツ製品のシューズ・スパイクの製造、ランドセルの製造等の企業が立地している。

これらの企業は皮革製品等の伝統技術を継承発展した特徴ある産業であり、これからも支援を図る。

④ インターネットの活用による地場産業の振興

地場産品の新たな販路の獲得のため、情報サービス業など I T 関連企業を支援する。

(省エネルギー、環境貢献型関連産業)

全国的に、日常における環境保全に向けた取り組みが重要性を増しているなかで、宍粟市は「森林王国」として、率先して環境保全の大切さを全国に発信し諸事業に取り組んできた。旧一宮町において平成 12 年から取り組んできた「森のゼロエミッション構想」を継承し、平成 19 年に「宍粟市森のゼロエミッション構想」、「宍粟市バイオマスタウン構想」を策定し、バイオマスを活かした積極的な取り組みを推進している。一方、平成 18 年には「林業再生プロジェクト基本構想」を策定し、この計画の一つの柱である「兵庫木材センター」が協同組合として発足、平成 22 年に操業を開始した。

平成 22 年には「宍粟市環境基本計画」を策定し、『世界に誇れる環境主都』を基本理念

に「環境の公益的価値を高める（環境守都）」、「環境の精神的価値を高める（環境趣都）」環境の教育的価値を高める（環境修都）」、「環境の経済的価値を高める（環境種都）」を基本目標に各施策を展開している。

① 林業再生と関連する木材・木製品製造業、家具・装備品製造業をはじめとする多様な産業の振興

適切な森林整備と森林素材の活用は、地球温暖化防止と低炭素社会の実現に大きく貢献するものである。森林素材を活用する多様な産業の振興を図る。

② バイオマス産業の振興

製材工場等加工施設から発生する木質バイオマスは、チップや牧場の敷き料、オガライトの原料として有効活用するとともに、木質ペレットを燃料とするストーブ・ボイラーの普及とともに木質ペレット製造等による木質エネルギー産業を支援する。

③ その他の省エネルギー、環境貢献型産業

既存の産業分類の各種企業において、省エネルギーや環境貢献に対して様々な取り組みが行われている。これらの取り組みを積極的に行う企業を誘致するとともに、既存企業の省エネルギー、環境貢献や3R運動に取り組む企業を支援する。

④ 研究開発・教育機関の誘致と産業の裾野の育成

省エネルギー、環境貢献に関する研究開発・教育機関の誘致及び関連産業を支える卸売業、運送業等を誘致する。

(地域技術活用ものづくり産業)

東西に伸びる中国縦貫自動車道や南北に伸びる中国横断自動車道姫路鳥取線、さらに整備改善予定の広域幹線道路網など、広域交通条件の利便を活用し、また、京阪神都市圏の各企業と連携、播磨科学公園都市の企業・研究施設との連携により、既存産業の事業高度化及び関連企業誘致による産業集積を促進する。

① 既存産業の事業高度化及び誘致

電気機械器具（各種モーター、配電盤等の製造等）、電子部品・デバイス・電子回路（AV機器、センサー等）、輸送用機械器具（自動車用電装品組立等）、プラスチック製品（工業用プラスチック加工等）、金属製品（レーザープレス、精密板金等）、その他製造業（各種スクリーン製造）など既存産業の育成・高度化を図るとともに、関連企業の誘致を図る。

② 製造業関連の卸売業、運送業等

既存産業の高度化と併せて、関連する卸売業、運送業等を支援する。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	5 件
指定集積業種の製品出荷額等の増加額	18 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	50 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

① 工業用地等の確保（宍粟市・兵庫県）

民間所有地を工業用地に活用できるよう継続的に候補地調査を実施するとともに、個別の案件に迅速に対応できるように、事前に地権者や地域の意向を把握するよう努める。また、廃校跡地の産業利用においては、柔軟に対応する。

② 工業用地等の情報提供（宍粟市・兵庫県）

- ・市ホームページや文部科学省ホームページ（廃校跡地）で候補地や優遇制度の利用を呼びかけるとともに、企業訪問で売り込みを行う。また、兵庫県やひょうご・神戸投資サポートセンターなどの関係機関にも情報を提供し、進出企業に周知を図る。
- ・宍粟市にワンストップ窓口を設置し、企業のニーズに迅速に対応する。

③ 企業ニーズに応じたインフラ・環境整備（宍粟市・兵庫県）

進出を検討する企業のニーズに対応し、全庁体制で道路や上下水道設備等のインフラ整備を検討する。

（人材の育成・確保に関する事項）

① 経営安定化と人材育成に関する事業（宍粟市商工会）

経営者及び従業員の人材育成に係る研修やセミナーなどを開催する。専門家による経営診断、アドバイスのほか創業支援、地域産業おこしなどにも取り組む。

② 職業能力開発促進事業（宍粟市）

兵庫土建宍粟建築技能協会を支援し、企業や団体の要望に応じた実務的な職業訓練を実施し、必要な技能を取得した人材の養成を図る。

③ 企業合同就職説明会の実施（宍粟市・宍粟市商工会・兵庫県）

高卒求職者を希望する企業向けには、高等学校と連携した就職説明会を、大卒求職者を希望する企業向けには、他市町と連携した就職説明会を計画し、求職者と企業双方のニーズに対応する。

（技術支援等に関する事項）

① 新製品開発等の支援（宍粟市・宍粟市商工会・金融機関・兵庫県）

- ・農林漁業者と中小企業者の連携による新商品の開発を支援し、市内企業の競争力を高める。
- ・技術力を事業に活用するための特許や実用新案、意匠、商標、著作権、海外展開などに関する支援を一般社団法人兵庫県発明協会とも連携しながら実施する。
- ・森林林業技術センターと市内企業、また、異業種間の連携により、新技術の共同開発や新商品の開発を促進し、木材に関係する高付加価値商品を生み出す。
- ・市内外の関連企業による「ものづくりマッチングフェア」を産金官連携で開催し、異業種間交流による新たな商品開発を支援する。

② 販路開拓の支援（宍粟市・宍粟市商工会・金融機関）

「販路開拓商談会」を産金官連携で開催し、市内で製造される商品の新たな流通先を開拓する。また、より効果的に流通先を開拓できるように連携中枢都市や定住自立圏との広域連携による開催をめざす。

（その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

① 企業誘致活動の強化（宍粟市）

「待つ」スタイルから「攻める」営業活動に転換し、企業のニーズや設備投資の情報を得るよう努める。また、必要な場合は市長自らのトップセールスを行う。情報は取引先企業からも得られることがあるため、地道な訪問活動を継続して実施する。

② 企業立地後の支援（宍粟市・兵庫県）

企業の操業後についても、訪問活動などを通じてニーズを把握し、引き続き企業活動の支援協力を行う。市は企業の環境整備についての情報の交換や協力とともに、宍粟市産業振興資金融資要綱、宍粟市産業振興資金利子補給金交付要綱、宍粟市商工業振興事業補助金交付要綱による支援を行う。

県は「中小企業支援ネットひょうご」による個別企業の相談や助言のほか、「兵庫県立工業技術センター」、「兵庫ものづくり支援センター」等を通じて、企業への技術支援を図る。

③ 優遇措置の実施と拡充（宍粟市・兵庫県）

- ・宍粟市産業立地促進条例による固定資産税の免除や土地取得費、雇用奨励、水道使用料、廃校跡地利用優遇制度などの助成措置のほか、県及び県内市町で作成した地域再生

計画による地方拠点強化税制支援、工場等移転支援補助事業による優遇措置を市内既存企業にも実施するとともに、兵庫県産業立地条例の「促進地域」指定の優遇措置を活用し、企業の進出を後押しする。

宍粟市産業立地条例の要件と優遇措置（平成 27 年 12 月時点）

要件	一般敷地に進出する場合	教育施設跡地に進出する場合
投資額	5,000万円以上	1,000万円以上
新規地元雇用者	5人以上	3人以上

助成の種類	助成の内容
固定資産税等の免除	5年間の免除
工場等用地取得費助成	取得額の2分の1(上限2,000万円)
上下水道分担金助成	加入負担金の2分の1(上限500万円)
上下水道使用料助成	5年間使用料の2分の1(上限年100万円)
緑化奨励助成	工事費の2分の1(上限500万円)
雇用奨励助成	初年度のみ社会保険被保険者1人50万円
	初年度のみ雇用保険被保険者1人5万円
障害者雇用奨励助成	障害者手帳所持者1人30万円

- ・ 宍粟市は全域が県の「多自然地域における I T 関連企業の振興支援事業」の指定地域に指定されており、I T 企業が進出する場合は、県の助成措置が適用される。また、市の追加助成措置も活用し、I T 企業の誘致を加速させる。
- ・ 第一次宍粟市地域基本計画の期間中に拡充した優遇措置のさらなる改善やより効果的な実施方法の検討のほか、女性の働きやすい職場作りや企業の職員研修支援制度などの導入を図る。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境の保全)

「宍粟市総合計画」では、『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』の実現をめざしている。このため、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」において、「森林を生かした豊かな空間づくり」、「母なる恵みの川を活かした空間づくり」、「彩り豊かな田園景観づくり」、「循環型社会の構築」、「生活景観の保全」、「環境教育の推進」を基本施策としている。

「宍粟市環境基本計画」では、『世界に誇れる環境主都』を基本理念に様々な施策を展開している。緑の森林資源の育成とともに、揖保川、千種川水系の源流部として水環境の保全・創造は大きな役目であり、産業や人口の集積に伴う公害の発生は未然に防ぐ予防措置に努める。

① 市は県とともに、企業の事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響を軽減するため、緊密な連携を図りながら、公害関係法令等に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の防止や騒音・振動の発生等に関して助言・指導を行うなど、集積区域における環境負荷低減に向けた取組を促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

- ・兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」の第4条では公害の防止等に関する「事業者の責務」、第20条では環境管理計画の策定と検証による「事業者の自主的な環境の管理」、第34条から第66条までは「ばい煙等の排出等の規制」が定められている。
- ・「宍粟市環境基本条例」の第4条では公害の防止等に関する「事業者の責務」、第20条では「事業者による監視」、第23条では「事業者による地域の快適な生活環境の確保等」、第29条では「公害防止協定の締結」について定めている。

第60条の規定により、市長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議する「宍粟市環境審議会」を、第60条の2の規定により、自然環境及び社会環境を守り、市民の快適な生活環境の保全に努めるために「宍粟市環境保全協議会」を設置している。

② 「宍粟市環境基本計画」の基本理念を実現するためには、それぞれの施策の展開に市民と事業者の理解が不可欠であり、協力と参加を求めている。

- ・事業者は、集積区域住民に対して必要に応じて環境保全について住民説明会やシンポジウムの他、工場内の視察受け入れを行うなど、自らの事業活動に対する十分な理解を図っていくことに努める。
- ・市、市民及び事業者は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量推進その他の環境への負荷の低減に努める。

(安全な市民生活の確保)

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止し、安全で快適な暮らしを実現するため県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者が、地域社会において相互に連携し、活動することを「地域安全まちづくり条例」で定めている。

一方、宍粟市においても「市民の安全意識の高揚に関すること」、「市民及び事業者の自主的な安全活動に対する支援に関すること」、「市民の生活の安全を確保するための環境整備に関すること」を実施するため「宍粟市生活安全条例」を定めている。市民及び事業者は、犯罪や事故に遭わないため自主的な安全活動を推進し、地震などの災害に備えるとともに、地域安全推進協議会の設置など市が行う安全推進活動の施策に協力する。

さらに、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて、広報紙や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や、自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

① 企業立地を始めとする様々な事業活動にあたっては、これらの条例や制度の趣旨を勘案し、地域住民が安全で住みよい地域社会を実現するため、県、市及び事業者は、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

ア 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により見通しを確保する。

イ 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

ウ 防犯責任者の設置と従業員に対する防犯指導

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練の実施、従業員に対する法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等防犯体制を整備する。

エ 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

オ 地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロール車」）による防犯パトロール活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動に取り組む。

② 企業立地にあたっては、歩行者が安全に通行できるよう出入口に配慮するとともに、路上駐車等が発生しないよう事業所敷地等に十分な駐車施設を確保するものとする。

③ 今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成32年度末日までとする。